

## 農商工連携ビジネスネットワーク設置要領

(目的)

第1条 農林漁業者、商工業者、既存連携体等に、情報共有や意見交換の場を提供し、相互理解の促進を図るとともに、支援機関等のサポーターやコーディネーターとの連携強化を行い、農商工連携による新たな事業展開を促進するため、農商工連携ビジネスネットワークを構築する。

(名称)

第2条 農商工連携ビジネスネットワークの通称は、「つながるネット」とする。

(取組内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、つながるネットを活用して、次の事項に取り組む。

- (1) 農商工連携に係る情報共有、情報提供及び意見交換
- (2) 農商工連携に係る課題や相談
- (3) フェイスツーフェイスによる会員間の交流
- (4) 会員情報のデータベース化
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的達成に必要なこと

(会員)

第4条 つながるネットは、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 農林漁業者及び商工業者等
- (2) 農林漁業団体、商工業団体及び金融機関等
- (3) 農商工連携を支援するコーディネーターや行政関係者等
- (4) その他つながるネットの目的に賛同する団体

(登録)

第5条 つながるネットへの会員登録を希望する者は、あらかじめ別に定める方法により、届け出るものとする。

(登録抹消)

第6条 つながるネットの会員登録を抹消する場合は、あらかじめ別に定める方法により、行うものとする。

(守秘義務)

第7条 会員は、つながるネットの運営により知り得た会員に関する情報を当該会員の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならない。また、当該情報をつながるネットの運営以外の目的のために使用してはならない。

2 守秘義務は登録抹消後も遵守するものとする。

(事務局)

第8条 つながるネットの管理運営は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課が行う。

(免責)

第9条 つながるネットの利用につき、何らかのトラブルや損失・損害等が発生した場合は、当該利用者の責任において、処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、つながるネットの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月4日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。